

定款細則  
(認定職業資格規程)

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下当協会という）定款第5条に基づき認定職業資格について定める。

第2条 認定職業資格

次のガイド資格は、当協会資格審査委員会が所管する。

- (1) アルパインガイド資格
- (2) アスピラントガイド資格
- (3) マウンテンガイド資格

2 次の資格は、遭難対策委員会が所管する。

- (1) レスキューマスター資格

3 次の資格は、クライミング技術委員会が所管する

- (1) クライミングマスター資格

付則

1. この規定の改廃は各委員会にて策定し、理事会及び総会において承認して施行される。
2. 本規定は、2009年5月13日より施行する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会